

◎遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年六月一九日法律第七六号)

一、提案理由 (平成一四年四月九日・参議院農林水産委員会)

○国務大臣 (武部勤君)

…………… (略) ……………

続きまして、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

遊漁船業の適正化に関する法律は、昭和六十三年に、遊漁船の利用者の安全及び漁場の安定的な利用関係の確保等に資することを目的として制定され、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営の確保に一定の役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、遊漁船業においては、十分な安全対策を行っていない不適正業者により海難事故が多発しているほか、遊漁船業者が損害賠償保険に加入していないため損害を受けた利用者に対して十分な補償がなされないといった問題や、漁業者との漁場利用をめぐる紛争等の問題も見受けられるところであります。

このような状況にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、遊漁船業への参入について、都道府県知事への届出制を登録制とし、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から定めた一定の客観的な拒否事由に該当する者については参入を認めないこととしております。

第二に、遊漁船業者に対して、事業の実施方法を定めた業務規程の届出、遊漁船における利用者の安全管理等の業務を行う遊漁船業務主任者の選任、損害賠償を行うべき場合に備えた保険契約の加入、案内する漁場における水産動植物の採捕に関する規制の内容の周知等を義務付けることとしております。

第三に、遊漁船業者に対する事業停止命令及び登録の取消し等の都道府県知事の監督に関する規定を置くこととしております。

第四に、都道府県知事の登録制の実施に伴い、全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止することとしております。

以上が、これら四法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告 (平成一四年四月二二日)

○常田享詳君 ただいま議題となりました四法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、遊漁船業の業務の適正な運営を確保するため、遊漁船業への参入について、届出制を登録制に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の四案を一括して議題とし、まず、静岡県で現地視察を行うとともに、効率的かつ安定的な漁業経営の育成方針、系統信用事業の再編強化とその課題、漁業共済の加入促進策、遊漁船業と漁業の共存の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、四案について一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、紙理事より、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案はそれぞれ全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。また、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成一四年六月一日）

○鉢呂吉雄君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を申し上げます。

……………（略）……………

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、遊漁船業を届け出制から登録制に改める等の措置を講じようとするものであります。

四法律案は、去る四月二十二日参議院から送付され、六月四日武部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌五日、六日及び本日十一日の三回にわたり質疑を行いました。

質疑を終局し、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきましては、討論の後、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、他の三法律案は、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年六月一日）

国民の健全なレクリエーションとしての遊漁の振興と遊漁船業の適正化を推進することは、漁村の活性化を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能を発揮する上でも極めて重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 遊漁船利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係を確立するため、遊漁船業者の意識の啓発と向上及び遊漁船業者の組織化を積極的に推進すること。この場合、国及び都道府県と遊漁船業関係団体が相互に連携して指導する体制を確立すること。
 - 二 登録都道府県の地先を越える海域での遊漁船の事故及び漁場利用上の紛争等について、国及び関係都道府県が協力して対処する体制を整備すること。
 - 三 都市と漁村の共生と対流を一層促進するため、都市住民のニーズに十分配慮し、漁村における遊漁関連施設の充実に努めること。
 - 四 近年のプレジャーボートによる遊漁者の増加に対処し、水産資源の持続的な利用を図る観点から、その実態をさらに把握するとともに、プレジャーボートを含む遊漁・漁業間の漁場利用の調整を図ること。
- 右決議する。